

取手市民会館の利用手続に関する変更のお知らせ

取手市民会館に関する条例が改正され、平成28年11月1日より申請期限が変更になりました。

改正前

改正後

ご利用月の6ヶ月前の初日。 → ご利用日の12ヶ月前の月の初日。

※初日が祝日・休館日のときは、翌営業日になります。

※月の初日の受付は、午前9時から管理事務所の窓口で行います。